

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	44	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ 都市計画税 ）		
要望項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の選定事業者が整備した公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第2条第5項に規定する選定事業者が、同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>サービス購入型かつBOT方式の選定事業（PFI法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる者が法律の規定によりその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。）により整備される公共施設等に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、非課税とするとともに、独立採算型及び混合型を追加すること。（現行は令和7年3月31日まで課税標準を2分の1に減免する特例措置）</p> <p>また、民間事業者と競合しない施設に限定されている税制特例措置の対象施設について、利用料金を得て運営される施設（市民ホール、会議場、体育館、福祉施設など）が対象となるよう拡充すること。</p>		
関係条文	<p>PFI法第2条第1項、同第2条第3項～第5項、同第14条第1項、地方税法附則第11条第6項、同附則第15条第14項、地方税法施行令附則第7条第9項～第10項、同附則第11条第16項～第17項、地方税法施行規則附則第3条の2の10、附則第3条の2の11、附則第6条第36項～第37項等</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲676.8 （ ▲266.2 ） [平年度] ▲2,364.0 （ ▲929.7 ）</p> <p>[改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好なサービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」に基づき、PPP/PFIの積極的な推進に取り組んでいるところである。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>アクションプランにおいて、公共施設等運営事業をはじめとした利用料金収入を伴う事業（独立採算型・混合型の事業）の推進が掲げられており、より収益性を高める工夫を重ねることで公的負担の抑制効果を高め、さらには公共施設等運営事業へと発展させていくという視点が重要とされている。また、現在、新型コロナウイルス感染症への対応により国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中であって、今後、質の高い公共サービスを提供するためには、効率的に民間企業の創意工夫や資金等を活用するPPP/PFIが引き続き有効であると考えられ、一層の促進に向けた制度面等の見直しとして、BOT方式を促進するため、非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討することとされている。</p> <p>しかしながら、現在、PFI事業全体で875件の実施方針（令和3年3月末）のうち、BOT方式の実施件数は62件にとどまっている。BOT方式は、事業期間において民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫を発揮しやすいなどのメリットがあり、また地方公共団体から見ても施設のリスクを軽減できる。しかしながら、BOT方式の税負担がボトルネックとなり、事業方式の検討時にVFMの算出がされない、また、そもそもBOT方式の検討すらされないこともある。</p> <p>アクションプランに掲げるBOT方式の促進を達成するため、地方公共団体等のボトルネックの一つである税負担について、特例措置の拡充を図ることで、BOT方式の件数の増加を図る。</p>		
本要望に対応する縮減案	該当なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策 経済財政政策の推進</p> <p>○施策 民間資金等活用事業の推進</p> <p>◆新しい資本主義実現に向けた PFI の推進についての申入れ～ポストコロナを見据えた飛躍への一手～ (令和4年5月 自由民主党 PFI 推進特命委員会)</p> <p>2. 活用対象の拡大</p> <p>○ 民間事業者が適切な事業手法を選択できるよう、BT0 方式と BOT 方式との税のイコールフティングを実現する特例措置を講じること</p> <p>◆PPP/PFI 推進アクションプラン (令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定(会長：内閣総理大臣))</p> <p>・ 2. PPP/PFI の推進施策 (3) 取組基盤の充実 ii) 制度改善 ⑧事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがある BOT 方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。(令和2年度開始)</p> <p>◆経済財政運営と改革の基本方針 2022 について (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>2. 社会課題の解決に向けた取組 (1) 民間による社会的価値の創造 (PPP/PFI の活用等による官民連携の推進) 民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用する PPP/PFI について、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプランに基づき、取組を抜本的に強化する。今後5年間を、PPP/PFI が自律的に展開される基盤の形成に向けた「重点実行期間」とし、PFI 推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促す。</p>
	政策の達成目標	令和4年度～令和13年度までの10年間で30兆円の事業規模目標(①コンセッション事業7兆円、②収益型事業7兆円、③公的不動産利活用事業5兆円、④その他事業7兆円) これに加え、アクションプランに掲げる取組の強化により、さらに4兆円のPPP/PFI事業の実現を目指し、事業規模目標の達成を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年度末まで現行の特例措置が適用
	同上の期間中の達成目標	該当なし
政策目標の達成状況	上記達成目標を定めた PPP/PFI 推進アクションプランを、令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議において決定したところ。	
有効性	要望の措置の適用見込み	年間平均 PFI 件数 68 件 × BOT 比率 7% = 年間 4.8 件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。また、税制特例対象施設が一部に限られていることから、その対象範囲を広げることによって、PFI 全体の推進に資することが期待される。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	該当なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし
	要望の措置の妥当性	そもそも PFI 事業は、従来国や地方公共団体が行ってきた公共事業を民間に委託するものであり、その性格は本来的に公的性格で、その用途も公共の用途に供されるものであることから、BOT 方式と同様に BOT 方式を非課税措置することは妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績	税制上の特例措置を受けた施設は 22 件であり、この特例措置による過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の固定資産税・都市計画税の減税額は 1,052 百万円、不動産取得税の減税額は 17 百万円（内閣府調査）。	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>令和 2 年度適用額は以下のとおり。1/2 課税標準 × 税率 = 税額で記載。</p> <p>不動産取得税： 0 千円 × 4% = 0 千円</p> <p>固定資産税： 13,886,250 千円 × 1.4% = 194,408 千円</p> <p>都市計画税： 3,288,075 千円 × 0.3% = 9,864 千円</p>	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税負担軽減措置等の適用により、国、地方公共団体が税の影響を考慮せず、事業に合った方式を選択できる環境が実現することで、BOT 方式の件数の増加が見込まれ、ひいては PFI 全体の推進に資する。	
前回要望時の達成目標	平成 25 年度～令和 4 年度の 10 年間で 21 兆円の事業規模目標（①コンセッション事業 7 兆円、②収益型事業 5 兆円、③公的不動産利活用事業 4 兆円、④その他事業 5 兆円）	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	上記目標については達成の上、令和 4 年 6 月 3 日に行われた民間資金等活用事業推進会議において決定した PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）の中で、令和 4 年度～令和 13 年度までの 10 年間で 30 兆円の事業規模目標を新たに定めたところ。	
これまでの要望経緯	<p>（以下のとおり、令和 3 年度税制改正要望まで内閣府において要望が実施されている。）</p> <p>平成 17 年度に、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。</p> <p>平成 22 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。</p> <p>平成 23 年度は、法改正により新たに PFI 事業の対象となる公共施設等に特例措置を拡大するよう要望。</p> <p>平成 27 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。</p> <p>令和 2 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望し、令和 7 年 3 月までの時限措置として、特例措置が延長されている。</p> <p>令和 3 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置及び特例措置の対象施設を拡大するよう要望。</p> <p>令和 4 年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置及び特例措置の対象施設を拡大するよう要望。</p>	